

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和元年5月15日
国立大学法人富山大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成29年2月7日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理に係る契約について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

④ 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約については、富山大学杉谷キャンパス等において、該当施設を含むシェアード・セイビングス契約による設備更新型ESCO事業契約を締結した。

⑥ 産業廃棄物の処理に係る契約については、裾切り方式による入札を1件実施した。

なお、①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達及び⑤建築物の建設又は大規模な改修に係る設計業務に係る契約については該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

大学内において、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。